

第1号議案「株式移転計画承認の件」のうち
イーグル工業株式会社の最終事業年度
(2026年3月期)に係る計算書類等の内容

N O K 株 式 会 社

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、地政学リスクの長期化に加え、米国新政権の通商・経済政策を起点とする各国の政策動向の変化により、さらなる資源価格の高騰を招くなど、依然として先行き不透明感が高い状況が継続しました。

このような事業環境の中でも、当社グループの事業領域においては、主に自動車・建設機械業界向け事業、半導体業界向け事業における増収幅が大きく、売上高は1,774億88百万円（前期比5.5%増）、営業利益は134億68百万円（前期比58.6%増）、経常利益は171億70百万円（前期比42.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は98億28百万円（前期比101.5%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

自動車・建設機械 業界向け事業	当事業は、引き続きEVのグローバル生産台数が伸長しており、サスペンション用ソレノイドバルブの販売が好調であったことに加え、内燃機関向け従来製品の販売も継続して堅調に推移し、当セグメントの売上高は932億67百万円（前期比6.5%増）、営業利益は30億82百万円（前期比451.0%増）となりました。
一般産業機械 業界向け事業	当事業は、石油化学製品の競争激化を背景に東南アジア地域のプラント稼働率の低下が継続し、補修需要が縮小したことから、当セグメントの売上高は394億92百万円（前期比3.3%減）となりました。営業利益はインドにおいてアフターサービスが増加したことなどから、57億47百万円(前期比6.7%増)となりました。
半導体業界 向け事業	当事業は、生成AI関連分野の半導体を中心に好調を維持し、AIデータセンター向けなどの高付加価値メモリ需要の拡大を背景に当社製品の需要も回復基調となり、当セグメントの売上高は164億88百万円（前期比31.0%増）、営業損失は11億69百万円（前期は営業損失37億66百万円）となりました。
船用業界向け事業	当事業は、新造船需要、修繕需要ともに好調を維持し、当セグメントの売上高は194億79百万円（前期比7.9%増）となりました。営業利益はプロダクトミックスの影響により、51億円(前期比3.4%減)となりました。
航空宇宙 業界向け事業	当事業は、防衛関連を含む航空機向け製品の需要が引き続き堅調ながら、衛星関連商品の販売減により、当セグメントの売上高は87億60百万円（前期比3.9%減）となりました。営業利益は売上高の減少に加え増産対応にかかる費用が生じたことなどから、6億96百万円(前期比32.2%減)となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、自動車・建設機械業界向け事業の生産設備を中心に91億2百万円を実施いたしました。

これらの設備投資等の資金需要に対応するため借入金および自己資金を充当いたしました。

(3) 財産および損益の状況の推移

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	157,380	167,042	168,172	177,488
営業利益	(百万円)	9,264	8,107	8,494	13,468
経常利益	(百万円)	12,277	13,799	12,024	17,170
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,796	7,491	4,877	9,828
1株当たり当期純利益	(円)	139.82	160.84	107.51	216.75
総資産	(百万円)	193,232	209,914	203,484	228,581
純資産	(百万円)	112,930	125,671	122,519	142,621

〔2022年度〕新型コロナウイルスの感染再拡大による影響が見られましたが、経済活動の正常化が進んだことで緩やかな回復基調で推移し、当社事業においても増収増益となりました。

〔2023年度〕世界的なインフレ、地政学リスクの拡大等により先行き不透明感が強まり、当社事業においてもこれらの影響を受け、売上高は増加しましたが、営業利益は減少となりました。

〔2024年度〕急激な円安や原材料の高騰、各国の金融政策および地政学リスク等の影響により、先行き不透明感が継続しましたが、当社事業においては堅調に推移し、増収増益となりました。

〔2025年度〕前記「（１）事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況等

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
イーグルブルグマンジャパン株式会社	2,930百万円	75.0	メカニカルシールの製造、補修、修理
新潟イーグル株式会社	490百万円	100.0	各種シール製品の製造
島根イーグル株式会社	490百万円	100.0	各種シール製品、特殊バルブの製造
岡山イーグル株式会社	480百万円	100.0	各種シール製品、特殊バルブの製造
広島イーグル株式会社	100百万円	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造
イーグルインダストリー台湾CORP.	60百万NT\$	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
イーグルインダストリー (WUXI) CO., LTD.	36百万US\$	100.0 (100.0)	メカニカルシール、特殊バルブの製造
NEK CO., LTD.	4,277百万W	100.0	メカニカルシールの製造、販売
EKKイーグル (タイランド) CO., LTD.	400百万TB	100.0	メカニカルシール、特殊バルブの製造、販売
EBI アジアパシフィック PTE. LTD.	38百万S\$	75.0	アジア (日本、中国、インドおよび中近東を除く) およびオセアニア地域の関係会社統轄
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	29百万INR	50.0 (11.4)	メカニカルシールの製造、販売
イーグルホールディングヨーロッパ B.V.	2百万EUR	100.0	欧州地域の関係会社統轄
EKK イーグルインダストリーメキシコ S.A.de C.V.	866百万MXN	100.0 (0.0)	特殊バルブの製造、販売

(注) 1. 出資比率の () 内の数字は間接所有割合 (内数) であります。

2. 上記13社を含む連結子会社は41社、持分法適用関連会社は38社であります。

③ その他

建設機械、船舶および航空宇宙産業を除く一般産業機械業界向けメカニカルシール等の製造・販売において、当社はイーグルブルグマンジャーマニー社 (ドイツ) と全面的なアライアンス体制を構築しております。

(5) 対処すべき課題（当社グループを取り巻く事業環境と今後の事業展開）

現下の事業環境は、前年度に引き続きグローバルでのエネルギー需要や国際物流は高水準で推移し、当社グループの各事業も堅調に推移いたしました。とりわけ、主力事業である自動車・建設機械業界向け事業においては、EV向け製品の拡販が進むとともに、将来の成長ドライバーとして注力する半導体業界向け事業も、業界の回復に伴い生産販売が増加し、グループ全体の収益は拡大傾向にあります。

一方、収まることのない世界各地域の紛争とそれらに起因するサプライチェーンの混乱や原材料価格の高騰等による事業活動への影響は引き続き注視を要し、依然予断を許さない状況にあります。

このような中、今年度より開始する新たな3カ年の中期経営計画に基づき、常に変化する事業環境にも柔軟に対応できる事業体制の整備と、当社固有技術を活かした次世代製品の開発と事業化を進めてまいります。これらに併せ、2026年10月1日に予定するNOK株式会社との共同株式移転による経営統合に基づき、当社とNOK株式会社のそれぞれの経営資源の最適化や効率的な事業運営等によるシナジー創出に努め、NOKグループ全体での中長期的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

セグメント別の主な課題、取り組みについては以下のとおりです。

自動車・建設機械業界向け事業

内燃機関向け製品の販売減少は当初見通しよりも緩やかに推移しておりますが、中長期的にはグローバル自動車生産台数に占めるEVのシェアは増加する見通しにあります。これより引き続き自動車の動力源に依存しない新製品の開発拡販に注力してまいります。

一般産業機械業界向け事業

中東情勢の影響を受け石油精製・石油化学業界へのマイナス要因も懸念されますが、グローバルでのエネルギー需要は引き続き増加傾向にありますので、新規受注・販売と、アフターサービスのサイクルにより事業の拡大に努めてまいります。

半導体業界向け事業

前年度に続き、半導体業界は回復基調にありますので、各製品の増産対応と拡販を進めるとともに、日々進歩する半導体製造装置に向けた新製品開発もさらに加速してまいります。

船用業界向け事業

地政学リスクが高まる中においても、世界の海上物流や新造船建造の動向は依然堅調に推移しております。これより引き続き新造船向け製品の受注確保とアフターサービスを着実に進め収益の確保に努めてまいります。

航空宇宙業界向け事業

航空機分野においては民間および防衛ともに受注は拡大しており増産に向けた取り組みを進めるとともに、宇宙分野へも当社技術を活かした製品の開発と拡販を進めてまいります。

中期経営計画の概要

基本方針：持続性ある企業体質の構築 ～Fly Sky High!～

期 間：2026年度～2028年度

主要推進項目

1. 変化への巧緻的対応
2. NOK/EKK統合シナジーの創出
3. 次世代製品の開発と事業化
4. 永遠のゼロ
5. DX、TCD/ムダ半の深化
6. 人間尊重/人財育成

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年11月10日開催の取締役会で、2026年10月1日にNOK株式会社と共同持株会社設立による経営統合を行うことを決議しました。なお、この共同持株会社設立に関しまして、2026年6月24日開催の2025年度定時株主総会において、株式移転による完全親会社設立に関する議案を付議する予定であります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは自動車・建設機械業界向け事業、一般産業機械業界向け事業、半導体業界向け事業、船用業界向け事業、航空宇宙業界向け事業の5つのセグメントにおいて事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
自動車・建設機械業界向け事業	主要な製品は、自動車・建設機械向けのメカニカルシール（軸封装置）および特殊バルブならびに電力業界向けの特殊バルブであります。
一般産業機械業界向け事業	主要な製品は、産業機械、石油精製、石油化学プラント向けのメカニカルシール（軸封装置）であります。
半導体業界向け事業	主要な製品は、半導体製造装置向けの各種シール（軸封装置）および電子機器、精密機器向け精密ペローズであります。
船用業界向け事業	主要な製品は、船尾管シール（軸封装置）・軸受であります。また、当該製品の補修・メンテナンス業務も行っております。
航空宇宙業界向け事業	主要な製品は、航空機・ロケットエンジン向けの各種シール（軸封装置）およびセンサーであります。

(8) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

会社名	主要拠点	
イーグル工業株式会社（当社）	本 社	東京都港区
	支 店	仙台：仙台市青葉区、水戸：茨城県水戸市、北関東：埼玉県熊谷市 東京：東京都港区、KEMEL東京:東京都港区、名古屋：名古屋市中区 大阪：大阪府吹田市、神戸：兵庫県明石市、KEMEL神戸：神戸市兵庫区 広島：広島市東区、KEMEL広島：広島県呉市、九州：福岡市博多区
	事業場	埼玉：埼玉県坂戸市、岡山：岡山県高梁市、つくば：茨城県つくば市 高砂：兵庫県高砂市、呉：広島県呉市

② 各セグメント別の子会社の状況

a. 自動車・建設機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
島根イーグル株式会社	本 社 事業場	島根県雲南市
岡山イーグル株式会社	本 社 事業場	岡山県高梁市
広島イーグル株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	広島県山県郡北広島町
イーグルインダストリー台湾CORP.	本 社 事業場	台湾
イーグルインダストリー (WUXI) CO., LTD.	本 社 事業場	中国
NEK CO., LTD.	本 社 事業場	韓国
EKKイーグル (タイランド) CO., LTD.	本 社 事業場	タイ
P.T.イーグルインダストリーインドネシア	本 社 事業場	インドネシア
EKKイーグル プロダクツ インディアPVT. LTD.	本 社 事業場	インド
イーグルインダストリーフランスS.A.S.	本 社 事業場	フランス
イーグルジムラックスB.V.	本 社 事業場	オランダ
イーグルインダストリーハンガリーKft	本 社 事業場	ハンガリー
EKK イーグルインダストリーメキシコS.A. de C.V.	本 社 事業場	メキシコ
イーグルABCテクノロジーS.A.S.	本 社 事業場	フランス
EKKイーグルアメリカ Inc.	本 社 事業場	アメリカ

b. 一般産業機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルブルグマンジャパン株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	新潟：新潟県五泉市
EBI アジア パシフィック PTE. LTD.	本 社 事業場	シンガポール
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	本 社 事業場	インド

c. 半導体業界向け事業

会社名	主要拠点	
新潟イーグル株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	新潟県五泉市
イーグルテクノロジー台湾 CO., LTD	本 社	台湾

d. 船用業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルハイキャスト株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	島根県江津市
KEMELヨーロッパ LTD.	本 社	イギリス
EKKイーグルアジアパシフィック PTE. LTD.	本 社	シンガポール

e. 航空宇宙業界向け事業

会社名	主要拠点	
株式会社バルコム	本 社 事業場	大阪府豊中市
	営業所	関東：横浜市神奈川区、東海：名古屋市名東区 関西：大阪市中央区、九州：福岡市博多区
北海道イーグル株式会社	本 社 事業場	北海道山越郡長万部町

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
自動車・建設機械業界向け事業	3,180名 (695名)
一般産業機械業界向け事業	1,891名 (340名)
半導体業界向け事業	472名 (53名)
舶用業界向け事業	287名 (21名)
航空宇宙業界向け事業	281名 (60名)
全社 (共通)	77名 (38名)
合 計	6,188名 (1,207名)

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,335名 (328名)	41.8才	16.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	9,680
株式会社三菱UFJ銀行	8,320
株式会社みずほ銀行	6,924

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	取締役会出席状況
鶴 鉄 二	代表取締役会長兼社長		12回/12回
中 尾 正 樹	代表取締役副社長 業務本部長 兼 防衛関連統括室長		12回/12回
安 部 信 二	代表取締役専務 安全環境品質管理室長		12回/12回
上 村 訓 右	代表取締役専務 技術本部長		10回/12回
嶋 田 雅 英	専務取締役 AI・CI事業部長 兼 原発関連統括室長		12回/12回
山 本 英 貴	専務取締役 営業本部長		12回/12回
中 澤 亮 大	専務取締役 経営企画室長 兼 防衛関連統括室副室長	イーグルブルグマンジャパン株式会社 代表取締役会長	12回/12回
山 澤 梨 沙	取締役		8回/8回
射 場 泰 光	取締役（常勤監査等委員）		12回/12回
庄 野 勝 彦	取締役（監査等委員）		12回/12回
坂 口 昌 子	取締役（監査等委員）		12回/12回
小 池 孝	取締役（監査等委員）	株式会社湖池屋 代表取締役会長 日清シスコ株式会社 非常勤取締役	10回/12回

- (注) 1. 取締役山澤梨沙氏ならびに取締役（監査等委員）庄野勝彦氏、坂口昌子氏および小池孝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役山澤梨沙氏は、2024年度定時株主総会で選任され、選任後に開催されたすべての取締役会に参加しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）射場泰光氏は、金融機関および当社グループの財務会計部門での豊富な経験と実績を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役山澤梨沙氏ならびに取締役（監査等委員）庄野勝彦氏、坂口昌子氏および小池孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集ならびに内部統制部門と監査等委員との十分な連携を図るため、射場泰光氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査等委員である取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

(3) 役員損害賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			短期	中長期	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	461 (14)	269 (14)	63 (－)	128 (－)	9 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	65 (43)	65 (43)	－	－	4 (3)
計	527 (58)	335 (58)	63 (－)	128 (－)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役の報酬等の額には、2025年6月25日に設置した特別委員会の委員としての報酬を含めております。
3. 中長期業績連動型報酬の額は役員報酬信託に関し、当事業年度中に付与したポイントにかかる費用計上額です。
4. 取締役の報酬等の額には、2025年6月25日開催の2024年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社外取締役）の在任中の報酬等の額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名（うち社外取締役1名）および監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額についての株主総会の決議に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額につきましては、2024年6月25日開催の2023年度定時株主総会にて、年額の報酬総額の上限を550百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）と決議しており、また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役1名）であります。

6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役の金銭報酬の額につきましては、2024年6月25日開催の2023年度定時株主総会にて、年額の報酬総額の上限を100百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

7. 上記記載の金銭報酬とは別枠で、2022年6月23日開催の2021年度定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬について、当社が拠出する信託金の上限を1事業年度あたり300百万円、交付する株式数の上限を1事業年度あたり40万株として決議しております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は5名です。なお、2024年6月25日開催の2023年度定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、本制度の対象者を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、国内非居住者を除く。）に改定することについて決議しております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は7名です。

8. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当社は2024年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会での答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定しております。当事業年度の短期業績連動報酬等の額は、連結営業利益計画を90億円と定め、当年度営業利益実績が134億円であったことを踏まえ、役職ごとに定める基準値(100%)に対し175%の割合で支給を決定いたしました。

中長期業績連動報酬(非金銭報酬)の内容は、当社の株式であり、役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託の仕組みを活用しています。当該報酬の指標および指標を選定した理由は「③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針およびその決定方法」のとおりであります。

2023年度から2025年度における中長期業績連動報酬等(非金銭報酬)の額は、株式交付規程に基づき、当該基準額から前提株価(対象期間の開始日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値)を除いた数をポイントとして、各対象者に付与しております。対象期間中の各事業年度に付与された基準ポイントのうち、その50%に相当するポイントの累計ポイント数に、業績連動係数を乗じた数に相当する当社株式等を交付および給付する予定であります。

なお、当事業年度は信託期間の最終年度であり、上記に関する業績連動係数は、株式交付規程に基づき78%と決定いたしました。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針およびその決定方法

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、本方針に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関しては取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬に関しては監査等委員会において監査等委員である取締役の協議によりそれぞれ決定しております。

なお、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上を含む経営上の重要な課題に対応するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置し、役員の指名・取締役の報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。指名報酬委員会は、取締役会長および社外取締役を構成員とする会議体であり、指名・報酬等の経営上の重要な課題に関する確認・助言を行っております。当社の、取締役の報酬に関する方針は、以下のとおりです。

・方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬方針については、指名報酬委員会の助言も踏まえ、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬方針については、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

・基本方針

当社グループは、技術に裏打ちされた独自性ある、かつ社会に有用な商品を世界中で安くつくり適正価格で提供することで高い収益力を持つ強い企業になることを目指しております。そして、この方針を、中長期的な視野を持って追求することが、当社グループの中長期的な企業価値の向上、およびステークホルダーの満足度向上に資すると考えています。

この方針を遂行するにあたっては、当社の取締役をはじめとする経営陣の目標達成意欲と、ステークホルダーの満足度向上を、その報酬面から促すことが必要と考えております。そのため、当社の経営陣に対しては、一定割合が当社グループの中期計画における重点実施施策にかかるKPI達成度に応じて変動する自社株式報酬を導入しており、単年度の業績目標達成度に応じて変動する金銭報酬との両輪で、中長期的な企業価値の向上とステークホルダー満足度の向上を目指します。

・個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分・短期成果期待部分・長期成果期待部分からなる、基本報酬（金銭）・短期業績連動報酬（金銭）・中長期業績連動報酬（株式）の三分としております。一方、監査等委員でない社外取締役には、業務執行から独立した社外の立場から客観的なご意見、ご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬（金銭）のみ支給いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましても、当社グループ全体の職務執行に対する監査・監督の

職責を負うことから、職位に応じた基本報酬（金銭）のみ支給いたします。

なお、報酬の支給に関しては、急激な業績悪化や、企業価値毀損の事態があった場合は、臨時に減額または不支給とすることがあります。

当社の取締役の報酬体系は、役職（会長職、社長職、副社長職、専務職等の役付）の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとし、現在適用する階差は、短期・長期成果部分が基準額であった場合、専務職1に対し、会長、社長職は1.6内外の設定としております。

・業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項（天災、特別損益等）を勘案し、決定しております。

中長期業績連動報酬に係る指標は、企業グループの総合的な収益力を高めると同時に、ESGを考慮した経営を進めるという理由から、財務指標をROIC、非財務指標をFTSE Russell ESGスコアとしており、それぞれの評価加重を90%・10%としております。

・非金銭報酬等の内容およびその額若しくは数またはその算定方法の決定方針

中長期業績連動報酬については、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用しています。これは、対象となる取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間および中期目標の達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付する制度です。

・個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

当社の業域は自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の短期業績連動報酬・中長期業績連動報酬の割合は、それぞれ報酬総額の10%・20%としております。

- **報酬等を与える時期または条件の決定方針**

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給しております。短期業績連動報酬は、取締役会において、期末決算に基づき、上記「業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針」に従い決定し、当該決算に係る定時株主総会までに支給しております。中長期業績連動報酬は、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位および在任期間に応じて算出される固定ポイントと、中期経営計画達成等に対するインセンティブを高めることを目的とする業績連動ポイントを毎年一定時期に付与し、原則として中期経営計画終了時に、固定ポイントの累計数に相当する当社株式等と、業績連動ポイントの累計数に、中期目標達成度に応じた業績連動係数を乗じた数に相当する株式等を交付および給付します。

- **個人別の報酬等の内容の決定の方法**

個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬の額については、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役小池孝氏は、株式会社湖池屋の代表取締役会長および日清シスコ株式会社の非常勤取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における取締役の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山澤梨沙	取締役就任後の取締役会8回中8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、弁護士としての企業法務に関する豊富なご経験と幅広い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から取締役の職務執行に対する監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2024年度定時株主総会にて選任された後に開催された委員会1回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。 併せて、NOK株式会社との経営統合に関する当社特別委員会の委員として、活動いただきました。
取締役 (監査等委員)	庄野勝彦	取締役会12回中12回および監査等委員会12回中12回に出席し、主に、産業機械業界での経験に基づく知見から議案審議等に必要な発言を適宜行いつつ、当社の事業活動全般について監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2025年度に開催された委員会2回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。 併せて、NOK株式会社との経営統合に関する当社特別委員会の委員として、活動いただきました。
取締役 (監査等委員)	坂口昌子	取締役会12回中12回および監査等委員会12回中12回に出席し、主に、弁護士としての企業法務に関する経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行いつつ、当社の事業活動全般について監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2025年度に開催された委員会2回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。 併せて、NOK株式会社との経営統合に関する当社特別委員会の委員として、活動いただきました。

地位	氏名	主な活動状況・社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	小池 孝	取締役会12回中10回および監査等委員会12回中10回に出席し、主に、事業会社における企業経営に関する経験に基づく知見から議案審議等に必要な発言を適宜行いつつ、当社の事業活動全般について監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2025年度に開催された委員会2回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。 併せて、NOK株式会社との経営統合に関する当社特別委員会の委員長として、答申を取り纏めております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、以下の方針によって実施することとしております。

・剰余金の配当

剰余金の配当につきましては、中長期的な成長に向け、利益還元と内部留保のバランスを考慮した安定的な配当を行うことを基本的な考えとしております。

2025年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、2026年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分にに関する決議をいたしました。これより、当年度の剰余金の配当につきましては、1株につき60円の間配当金を支払済につき、1株あたりの年間配当金は125円となります。

[期末配当に関する事項]

1.配当財産の種類 金銭

2.配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金65円 総額3,006,333,135円

3.剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月5日

・自己株式の取得

自己株式の取得につきましては、当社の株主構成ならびに株式市場での株価および流動性確保の観点から、市場株価の動向等に応じて、柔軟に取得を進める方針としております。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出し、銭未満四捨五入により表示しております。
3. 連結売上高・連結経常利益等の前期比増減率、当社の重要な子会社への出資比率は、小数第1位未満四捨五入により表示しております。

4 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 49,757,821株
- (3) 自己株式数 3,506,542株
- (4) 株主数 20,717名
- (5) 大株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
NOK 株式会社	14,812	32.0
フロイデンベルグ・エス・エー	3,800	8.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,807	6.1
第一生命保険株式会社	2,758	6.0
イーグル工業持株会	2,287	4.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	961	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76761口)	802	1.7
株式会社三井住友銀行	771	1.7
株式会社三菱UFJ銀行	659	1.4
株式会社中国銀行	637	1.4

(注) 持株比率は自己株式(3,506,542株)を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役、監査等委員である取締役を除く。)	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2.会社役員に関する事項 (4)取締役の報酬等」に記載しております。

5 会社の新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

6 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

なお、当社の重要な海外子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等

38百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、次のとおりその基本方針を決定しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令、定款および社内規則等に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等各種議事録ならびに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント方針、リスクマネジメント規程に基づき、サステナビリティ委員会の傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、事業活動上のリスク抽出と対策を実施し、定期的に予防保全体制の確認を行い、有事に備える。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任し、各部門における執行の権限を与えて業務の迅速な遂行と目標達成にあたらせ、これを監督する。また、上級管理職任務権限規程により、職務権限および意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に開催する経営会議および経営診断を通じて事業計画・経営施策・業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

EKK企業行動憲章に基づきコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針を定め、コンプライアンスを重視することを明確にし、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確保するものとする。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社統轄部門が管轄する子会社の経営状況を定期的に報告させ、経営管理機能については、当社の各室・本部（本社主管部門）が各々の所管業務について、経営計画等に基づいた方針、各施策に基づき、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を報告させるものとする。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、本社主管部門および子会社統轄部門は、子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、その実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社統轄部門において、各子会社の事業状況・収益管理について定期的な把握に努め、当社の代表取締役、各室・本部長へ定期的に報告を実施し、企業集団全体の経営の効率性を図るものとする。

d. 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、子会社に企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を整備、周知させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立させるものとする。一方、財務報告に係る内部統制規程に基づき、当社ならびに子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および使用人への指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合、当該取締役および使用人の職務権限・人選等について監査等委員である取締役と協議して決定するものとし、執行部門から一定の独立性を図ることとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会をはじめとした監査等委員である取締役が出席する主要な会議体への出席等、監査等委員会の策定する監査方針、監査計画に基づき活動することで、その職務の実効性を確保する。

⑦ 次に掲げる体制その他の当該株式会社の監査等委員会への報告に関する体制

a. 当該株式会社およびその子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役、使用人等が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制および当該報告をした者がそれを理由とした不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部統制規程に基づき、当社の内部監査員による、当社グループの業務の適正を確保する体制に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告するものとする。また、監査等委員会は、必要に応じ内部監査員へ監査に関する指示を行うものとする。

また、内部通報規程に基づき、当社グループの役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適切な対応の仕組みを定め、監査等委員会へも内部通報を報告できる体制を整備し、当該報告を行った役職員への不利益取扱いを禁止するものとする。

b. 当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会規則に基づき監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に従い、監査等委員である取締役が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。

c. その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行を監督するため、監査等委員会規則に基づき監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査等委員である取締役が、取締役会他重要な会議への出席ならびに業務および財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。また、会計監査人と監査等委員である取締役が定期的な意見交換を実施するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の適正性およびリスクマネジメント・コンプライアンス体制の状況

法令・定款および規則等に従い、取締役会他重要な会議体を定期的に行い、取締役の職務が適正に確保される体制を整備しました。また、企業活動の多様化、グローバル化ならびに持続可能な社会の実現に向け、企業集団としてのサステナビリティ活動、リスク管理およびコンプライアンスの重要性が増しておりますので、サステナビリティ委員会を設置しサステナビリティ活動を推進するとともに、当該委員会傘下のリスクマネジメント分科会にて、事業活動のリスク抽出、評価を実施し、有事への備えをいたしております。また、「E K K 企業行動憲章」に基づき「コンプライアンス規程」、「E K K 従業員コンプライアンス行動指針」を定め、全グループ従業員を対象とした行動規範を策定し、その周知徹底を図り、職務上のモラルの向上に努めました。

② 企業集団における業務の適正を確保するための体制の状況

内部統制規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス、リスク管理体制の整備を進め、毎事業年度の内部監査を節目にリスク対応力の継続強化に努めるとともに、経営状況の報告を定期的に行い、企業集団全体の経営の効率性の確保を図りました。また、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な法令・定款違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。

③ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制の状況

監査等委員である取締役が取締役会をはじめとした経営会議など重要な会議体へ出席する体制を整備するとともに、必要な会議体に出席いただきました。監査等委員である取締役は、業務および財務の状況調査を行えるように内部統制部門等と随時連携を図り、必要に応じ補助使用人を監査において活用するほか、内部統制部門より定期的に監査状況の報告を行いました。また、代表取締役、会計監査人、監査等委員でない社外取締役との意見交換を実施しました。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。
3. 大株主の持株比率、平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	125,450
現金及び預金	33,681
受取手形	774
売掛金	35,486
電子記録債権	6,441
商品及び製品	12,822
仕掛品	10,810
原材料及び貯蔵品	16,278
未収入金	4,364
その他	4,900
貸倒引当金	△109
固定資産	103,130
有形固定資産	64,220
建物及び構築物	29,193
機械装置及び運搬具	18,854
工具器具及び備品	4,453
土地	6,899
リース資産	1,401
建設仮勘定	3,416
無形固定資産	2,185
のれん	51
その他	2,133
投資その他の資産	36,724
投資有価証券	22,138
長期貸付金	524
繰延税金資産	3,240
退職給付に係る資産	9,383
その他	1,541
貸倒引当金	△104
資産合計	228,581

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	51,741
買掛金	9,858
電子記録債務	3,063
短期借入金	3,382
一年以内に返済予定の長期借入金	11,834
未払金	4,075
リース債務	539
未払法人税等	1,359
契約負債	1,773
従業員預り金	4,366
賞与引当金	3,247
役員株式給付引当金	600
受注損失引当金	402
その他	7,238
固定負債	34,218
長期借入金	22,949
リース債務	879
繰延税金負債	2,691
退職給付に係る負債	6,689
環境対策引当金	297
その他	712
負債合計	85,959
純資産の部	
株主資本	99,722
資本金	10,490
資本剰余金	11,827
利益剰余金	84,587
自己株式	△7,183
その他の包括利益累計額	33,340
その他有価証券評価差額金	1,064
為替換算調整勘定	22,463
退職給付に係る調整累計額	9,811
非支配株主持分	9,558
純資産合計	142,621
負債純資産合計	228,581

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	177,488
売上原価	131,780
売上総利益	45,707
販売費及び一般管理費	32,238
営業利益	13,468
営業外収益	4,671
受取利息及び配当金	528
持分法による投資利益	2,931
その他	1,211
営業外費用	969
支払利息	676
その他	292
経常利益	17,170
特別利益	18
固定資産売却益	18
特別損失	468
固定資産除却損	133
減損損失	335
税金等調整前当期純利益	16,720
法人税、住民税及び事業税	3,732
法人税等調整額	739
法人税等合計	4,471
当期純利益	12,249
非支配株主に帰属する当期純利益	2,420
親会社株主に帰属する当期純利益	9,828

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,490	11,827	79,846	△7,454	94,710
当期変動額					
剰余金の配当			△5,087		△5,087
親会社株主に帰属する当期純利益			9,828		9,828
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分				275	275
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	4,741	270	5,011
当期末残高	10,490	11,827	84,587	△7,183	99,722

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	727	13,056	5,336	19,120	8,688	122,519
当期変動額						
剰余金の配当						△5,087
親会社株主に帰属する当期純利益						9,828
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						275
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	337	9,406	4,475	14,219	870	15,089
当期変動額合計	337	9,406	4,475	14,219	870	20,101
当期末残高	1,064	22,463	9,811	33,340	9,558	142,621

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 41社
- ・主要な連結子会社の名称 イーグルブルグマンジャパン株式会社
イーグルインダストリー (WUXI) CO.,LTD.
NEK CO.,LTD.
EBIアジアパシフィックPTE.LTD.
イーグルブルグマンインディアPVT.LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ARENA JAPAN株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 38社
- ・主要な会社等の名称 イーグルブルグマンジャーマニーGmbH&Co.KG

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 ARENA JAPAN株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、イーグルシーリングR&D (WUXI) CO.,LTD.及びイーグルホールディングジャーマニーGmbHは清算したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

NEK CO.,LTD.他30社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

- ハ. 棚卸資産 主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び一部の連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員株式給付引当金 当社の取締役等への当社株式等の給付に備えるため、給付見込額を計上しております。
- ニ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ホ. 環境対策引当金 環境対策のために将来発生しうる支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、船用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、舶用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。

また、各業界向けの売上高は、93,267百万円、39,492百万円、16,488百万円、19,479百万円及び8,760百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「繰延税金負債」は116百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	64,220百万円
繰延税金資産	3,240百万円
繰延税金負債	2,691百万円
退職給付に係る資産	9,383百万円
退職給付に係る負債	6,689百万円

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

136,560百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 49,757,821株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2025年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 2,312百万円
・1株当たり配当額 50.0円
・基準日 2025年3月31日
・効力発生日 2025年6月5日

ロ. 2025年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 2,775百万円
・1株当たり配当額 60.0円
・基準日 2025年9月30日
・効力発生日 2025年12月2日

(注) 上記の配当金の総額には、役員報酬BIP信託口及び従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する当社株式に対する配当金（2025年5月20日取締役会決議分51百万円、2025年11月10日取締役会決議分53百万円）が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2026年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 3,006百万円
・1株当たり配当額 65.0円
・基準日 2026年3月31日
・効力発生日 2026年6月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金52百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全かつ確実な投資対象により行い、また、資金調達については、主として金融機関からの借入により行う方針であります。

デリバティブは、実需に基づく為替予約と借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する定めに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、年1回全取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が財務担当執行役員に報告されております。

営業債務である買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資と突発事象に備えた資金調達であります。変動金利は借入金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
投資有価証券 その他有価証券	2,066	2,066	－
資産計	2,066	2,066	－
長期借入金 (一年以内に返済予定を含む)	(34,783)	(34,216)	567
負債計	(34,783)	(34,216)	567

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額20,071百万円)は、「投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,794	—	—	1,794
社債	—	272	—	272
資産計	1,794	272	—	2,066

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金				
(一年以内に返済予定を含む)	—	34,216	—	34,216
負債計	—	34,216	—	34,216

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内に返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,927円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 216円75銭 |

(注) 役員報酬ＢＩＰ信託口及び従業員持株会信託型ＥＳＯＰの信託口が保有する当社株式を1株当たり情報の算定において控除する自己株式に含めております。当該信託口が保有する当社株式の期末株式数は802千株、期中平均株式数は905千株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

イーグル工業株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳 吉 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	黒岩 宏章
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーグル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	66,392
現金及び預金	6,950
受取手形	67
電子記録債権	6,063
売掛金	20,251
商品及び製品	2,977
仕掛品	4,144
原材料及び貯蔵品	4,969
前渡金	2,700
未収入金	5,763
関係会社短期貸付金	9,074
その他	3,443
貸倒引当金	△15
固定資産	91,330
有形固定資産	27,145
建物	12,107
構築物	465
機械及び装置	8,125
車輜運搬具	60
工具器具備品	1,986
土地	2,042
リース資産	142
建設仮勘定	2,214
無形固定資産	1,688
ソフトウェア	1,547
その他	140
投資その他の資産	62,497
投資有価証券	1,863
関係会社株式	54,185
長期貸付金	189
関係会社長期貸付金	565
繰延税金資産	5,014
その他	929
貸倒引当金	△250
資産合計	157,722

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	47,156
買掛金	9,599
電子記録債務	3,063
短期借入金	2,500
関係会社短期借入金	5,622
一年以内に返済予定の長期借入金	11,810
リース債務	53
未払金	2,688
未払法人税等	283
契約負債	1,461
賞与引当金	2,079
役員株式給付引当金	600
従業員預り金	4,366
その他	3,026
固定負債	33,236
長期借入金	22,865
リース債務	90
長期未払金	162
退職給付引当金	10,066
その他	52
負債合計	80,392
純資産の部	
株主資本	76,271
資本金	10,490
資本剰余金	12,326
資本準備金	11,337
その他資本剰余金	988
利益剰余金	60,637
利益準備金	599
その他利益剰余金	60,038
固定資産圧縮積立金	101
別途積立金	730
繰越利益剰余金	59,206
自己株式	△7,183
評価・換算差額等	1,058
その他有価証券評価差額金	1,058
純資産合計	77,330
負債純資産合計	157,722

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	103,463
売上原価	88,218
売上総利益	15,245
販売費及び一般管理費	13,321
営業利益	1,923
営業外収益	7,968
受取利息及び配当金	7,133
その他	834
営業外費用	1,723
支払利息	652
その他	1,070
経常利益	8,168
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	941
固定資産除却損	113
減損損失	335
その他	491
税引前当期純利益	7,229
法人税、住民税及び事業税	442
法人税等調整額	383
当期純利益	6,403

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,490	11,337	988	12,326	599	101	730	57,891	59,322
当期変動額									
剰余金の配当								△5,087	△5,087
当期純利益								6,403	6,403
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	1,315	1,315
当期末残高	10,490	11,337	988	12,326	599	101	730	59,206	60,637

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△7,454	74,685	719	719	75,404
当期変動額					
剰余金の配当		△5,087			△5,087
当期純利益		6,403			6,403
自己株式の取得	△4	△4			△4
自己株式の処分	275	275			275
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			339	339	339
当期変動額合計	270	1,586	339	339	1,925
当期末残高	△7,183	76,271	1,058	1,058	77,330

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ 棚卸資産 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 役員株式給付引当金 | 取締役等への当社株式等の給付に備えるため、給付見込額を計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、船用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	27,145百万円
繰延税金資産	5,014百万円

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,959百万円
- (2) 保証債務 349百万円
関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。
主な被保証関係会社は次のとおりであります。
EKKイーグルプロダクツインディア PVT. LTD. 224百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)
 - ① 短期金銭債権 12,028百万円
 - ② 短期金銭債務 5,228百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
 - ① 売上高 50,870百万円
 - ② 仕入高 55,454百万円
- (2) 営業取引以外の取引高 7,387百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	4,542千株	1千株	235千株	4,309千株

(注) 当事業年度末の自己株式のうち、役員報酬B I P信託口が保有する株式数は、802千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因

繰延税金資産の発生は退職給付引当金、棚卸資産評価損、賞与引当金であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

(2) 繰延税金資産から控除した評価性引当額 613百万円

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

種 類	会 社 等 称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	N O K (株)	23,335	オイルシール等の 製造・販売	(被所有) 直接 32.1 間接 0.2	当社との代理店契約の 締結による 当社製品の 販売	当社製品等 の 販 売	18,139	売 掛 金	1,652

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	イ ー グ ル ブ ル グ マ ン ジ ャ パ ン (株)	2,930	メカニカル シール・その他製 品の製造・修理	直接 75.0	当該社の シール製品等 の仕入	当該社の製 品等の仕入	15,277	買 掛 金	1,531
						業務委託料 他	—	未 収 入 金	2,069
						資金の借入	1,482	関 係 会 社 短期借入金	1,890
子会社	島 ー グ ル イ ー グ ル (株)	490	メカニカル シール・特殊パ ルプの製造	直接 100.0	当該社の シール製品等 の仕入	資金の借入	2,756	関 係 会 社 短期借入金	2,774
子会社	岡 ー グ ル イ ー グ ル (株)	480	メカニカル シール・特殊パ ルプの製造	直接 100.0	当該社の シール製品等 の仕入	当該社の製 品等の仕入	12,942	買 掛 金	1,102
						資金の貸付	2,458	関 係 会 社 短期貸付金	2,472

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	新 イ ー グ ル 滬 イ ー グ ル 株	490	半導体業界 向けの各種シー ルの製造	直接 100.0	当該社の シール製品等 の仕入	増資の引受 資金の貸付	4,880 2,702	－ 関 係 会 社 短期貸付金	－ 3,390
子会社	イ ー グ ル ホールディング ヨ ー ロ ッ パ B . V .	309	持株統括会社	直接 100.0	持株統括会社	資金の貸付	2,748	関 係 会 社 短期貸付金	1,936

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付・借入につきましては、市場金利を勘案の上、利率を決定しております。なお、取引が反復的に行われている場合には、取引金額は期中の平均残高で記載しております。
2. 製品等の販売・仕入につきましては、市場の実勢価格等を勘案の上、決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 1,701円49銭
- (2) 1 株当たり当期純利益 141円20銭

(注) 役員報酬 B I P 信託口及び従業員持株会信託型 E S O P の信託口が保有する当社株式を 1 株当たり情報の算定において控除する自己株式に含めております。当該信託口が保有する当社株式の期末株式数は802千株、期中平均株式数は905千株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

イーグル工業株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳 吉 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	黒岩 宏章
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

イーグル工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	射 場 泰 光 ㊞
監査等委員	庄 野 勝 彦 ㊞
監査等委員	坂 口 昌 子 ㊞
監査等委員	小 池 孝 ㊞

以 上